

会議録第 4 号（15 の 4）

五戸町議会第 4 回定例会会議録

平成 24 年 6 月 7 日

招 集

五戸町議会事務局

五戸町議会第4回定例会会議録

目次

ページ

| | |
|----------|---|
| 会期 | 1 |
| 町長提出議案件名 | 1 |
| 議員提出議案件名 | 1 |

□6月7日（木曜日）第1号

| | |
|-----------------------------|---|
| 招集告示 | 3 |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 応招議員 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 4 |
| 事務局出席職員氏名 | 4 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会宣告・開議 | 5 |
| 諸般の報告の朗読省略 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで一括議題 | 5 |
| 提案理由説明（町長 三浦正名君） | 5 |
| 休会期間の決定 | 7 |
| 散会 | 8 |

□6月11日（月曜日）第2号

| | |
|-------------|---|
| 議事日程 | 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 9 |
| 出席議員 | 9 |
| 欠席議員 | 9 |
| 事務局出席職員氏名 | 9 |

| | |
|--|-----|
| 説明のため出席した者の職氏名 | 9 |
| 開議 | 1 1 |
| 一般質問 | |
| ◎柏田雅俊君（社会福祉法人に対する助成金について） | 1 1 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 1 2 |
| ○柏田雅俊君（再質問） | 1 3 |
| ◎尾形裕之君（(1)ごみについて (2)ケーブルテレビについて (3)集落営農拡大に ついて (4)町税過誤納還付金について） | 1 4 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 1 5 |
| 同じ（農業委員会会長 三浦房雄君） | 1 7 |
| ○尾形裕之君（再質問） | 1 8 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 1 9 |
| 同じ（福祉保健課長 中里文雄君） | 1 9 |
| 同じ（町長 三浦正名君） | 2 0 |
| 同じ（税務課長 佐々木弘光君） | 2 0 |
| 同じ（農林課長 倉橋隆穂君） | 2 0 |
| 同じ（企画振興課長 新井田壽弘君） | 2 0 |
| 同じ（企画振興課長 新井田壽弘君） | 2 1 |
| ○尾形裕之君（再々質問） | 2 1 |
| 答弁（農業委員会事務局長 佐々木健一君） | 2 2 |
| ◎高山浩司君（(1)学童保育について (2)外国語指導助手（ALT）について） | 2 2 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 2 3 |
| 同じ（教育長 高橋正之君） | 2 4 |
| ○高山浩司君（再質問） | 2 5 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 2 6 |
| ○高山浩司君（再々質問） | 2 6 |
| ◎根森隆雄君（野生動物による農作物への被害について） | 2 7 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 2 7 |
| ○根森隆雄君（再質問） | 2 8 |
| 答弁（農林課長 倉橋隆穂君） | 2 8 |

| | |
|---|----|
| ◎若宮佳一君（(1)三浦町長のマニフェストについて（2）人口減少社会での町のに ぎわいについて） | 29 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 30 |
| ○若宮佳一君（再質問） | 32 |
| 答弁（町長 三浦正名君） | 34 |
| ○若宮佳一君（再々質問） | 36 |
| 答弁（教育長 高橋正之君） | 37 |
| 一般質問終結 | 37 |
| 散会 | 37 |

□6月12日（火曜日）第3号

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 39 |
| 本日の会議に付した事件 | 39 |
| 出席議員 | 39 |
| 欠席議員 | 40 |
| 事務局出席職員氏名 | 40 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 40 |
| 開議 | 42 |
| 諸般の報告の朗読省略 | 42 |
| 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで一括議題 | 42 |
| 質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし） | 42 |
| 採決（原案可決） | 42 |
| 議案第53号議題 | 43 |
| 提案理由説明（町長 三浦正名君） | 43 |
| 質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし） | 43 |
| 採決（原案可決） | 43 |
| 議案第54号議題 | 44 |
| 提案理由説明省略 | 44 |
| 質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし） | 44 |
| 採決（同意） | 44 |

| | |
|------------------------|-----|
| 陳情第 3 号及び陳情第 4 号一括議題 | 4 5 |
| 委員長報告（民生常任委員長 沢田良一君） | 4 5 |
| 委員長報告（経済常任委員長 鈴木繁盛君） | 4 5 |
| 委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし） | 4 6 |
| 採決（原案可決） | 4 6 |
| 議会案第 2 号及び議会案第 3 号一括議題 | 4 6 |
| 提案理由説明（三浦専治郎君） | 4 7 |
| 提案理由説明（中川原賢治君） | 4 8 |
| 質疑（なし）・討論（なし） | 4 9 |
| 採決（原案可決） | 5 0 |
| 意見書の提出議長一任 | 5 0 |
| 議員派遣の件について | 5 0 |
| 町長あいさつ | 5 1 |
| 閉会宣告 | 5 1 |
| 署名 | 5 3 |

巻末掲載

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第 3 回臨時会閉会（5 月 1 1 日）以後の諸般の報告（7） | 5 5 |
| 平成 2 4 年 6 月 7 日以後の諸般の報告（8） | 5 9 |
| 平成 2 4 年 6 月 1 1 日以後の諸般の報告（9） | 6 1 |
| 陳情審査報告書 | 6 2 |
| 議員派遣の件について | 6 4 |

五戸町議会第4回定例会会議録

平成24年6月 7日 開会

平成24年6月12日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第1号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第46号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議の件

議案第47号 三戸郡町村会館管理組合規約の一部を変更する規約案

議案第48号 五戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例案

議案第49号 五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案

議案第50号 五戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第51号 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第52号 平成24年度五戸町一般会計補正予算（第1号）

（以上8件6月7日提出）

議案第53号 財産の取得について

議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について

（以上2件6月12日提出）

○ 議員提出議案件名

議会案第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書案

議会案第3号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案

（以上2件6月12日提出）

五戸町議会第4回定例会会議録 第1号

五戸町告示第50号

五戸町議会第4回定例会を平成24年6月7日五戸町役場議場に招集する。

平成24年6月4日

五戸町長 三浦正名

議 事 日 程 第 1 号

平成24年6月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 応招議員 18名

○ 出席議員 18名

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 議 長 | 和田寛司君 | 副議長 | 大沢博君 |
| 3 番 | 大久保均君 | 4 番 | 高山浩司君 |
| 5 番 | 根森隆雄君 | 6 番 | 鈴木繁盛君 |
| 7 番 | 川崎七保君 | 8 番 | 若宮佳一君 |
| 9 番 | 尾形裕之君 | 10 番 | 松山泰治君 |
| 11 番 | 川村浩昭君 | 12 番 | 沢田良一君 |
| 13 番 | 古田陸夫君 | 14 番 | 三浦専治郎君 |

1 5 番 中川原 賢 治 君

1 6 番 中 里 公志郎 君

1 7 番 柏 田 雅 俊 君

1 8 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 竹 原 正 悦 君 調 査 班 長 小野寺 克 仁 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥谷部 禮三郎 君

総務課長補佐 佐々木 万 悦 君 企画振興課長 新井田 壽 弘 君

税 務 課 長 佐々木 弘 光 君 福祉保健課長 中 里 文 雄 君

介護保険課長 大 沢 茂 君 住 民 課 長 立 場 幹 央 君

農 林 課 長 倉 橋 隆 穂 君 建 設 課 長 山 部 潤 治 君

会 計 管 理 者 橋 正 君 総合病院事務局長 前 田 一 馬 君

教 育 委 員 会

委 員 長 竹 内 良 雄 君 教 育 長 高 橋 正 之 君

教 育 課 長 小 村 光 明 君

農 業 委 員 会

会 長 三 浦 房 雄 君 事 務 局 長 佐々木 健 一 君

選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 金 澤 孝 吉 君

代 表 監 査 委 員 中川原 美智子 君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（7） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において中川原賢治議員、中里公志郎議員及び柏田雅俊議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月12日までの6日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月12日までの6日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで」の8件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

初めに、農作物の生育状況であります。ことしは降雪が多く、3月の低温の影響から雪解けが遅く、農作業・農作物の生育全般にわたって平年よりおくれておりましたが、4月の

高気温により回復傾向にあり、果樹等においては、発芽日が平年より8日前後遅かったものの平年より2日遅い開花となりました。

水稲については、冷え込みなどが影響し、播種作業や本田の耕起作業等がおくれたことから、県全体の田植え最盛期は5月22日と平年に比べて1日遅く田植えが終了しております。

また、主要野菜のニンニクについても雪解けのおくれから、草丈、葉数、茎径いずれも平年を下回るとともに、葉の損傷が目立っています。

長芋については、春掘作業がおくれたことから品薄傾向により高値で推移しましたが、芽が動くなどの品質低下が懸念されております。

次に、農業者戸別所得補償制度についてであります。昨年度畑作物にも対象を拡大して本格実施されましたが、今年度も昨年度同様実施しております。

町に示された米の生産目標面積は、前年度より19.1ヘクタール少ない1,006.9ヘクタールが配分になっており、目標作付率にすると53.53パーセントとなっております。現段階では13.7ヘクタールを残して目標面積をクリアしており、計画の現地確認作業は今月下旬から実施することにしております。

次に、姉妹都市フィリピン共和国バヨンボン町との国際交流事業についてであります。5月14日から18日まで、バヨンボン町長ほか18名が来町いたしました。滞在期間中は、五戸町におけるグリーン・ツーリズムとして、倉石地区のりんご園での模擬収穫、ヤーコンの植え付け、里山での山菜取りなどを体験いたしました。また、せんべい汁やかっけなど五戸町の郷土料理や特産品を紹介し、お茶や生け花、書道等、日本の伝統文化を体験するなど町民と親しく交流し、終始和やかなうちに無事帰国されております。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号は、五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成23年度における五戸町一般会計の旧五戸地区公民館解体事業、七崎地区団体営基盤整備促進事業、上市川小学校耐震補強事業、五戸小学校改築事業、農地・農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業で、これらの事業が年度内に完了が見込めないため、平成24年度に繰り越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案第46号は、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議の件についてであります。

桔梗野工業用地及び造成事業計画に未処分地の事項を追加するとともに、八戸北インター工業用地の取得及び造成事業に係る財政計画等を変更するため事業計画の一部変更について

協議するため提案するものであります。

議案第47号は、三戸郡町村会館管理組合規約の一部を変更する規約を定めるものであります。

三戸郡町村会館管理組合の事務所の位置を変更すること、また、解散における事務承継並びに決算の審査等の方法を定める必要があるため提案するものであります。

議案第48号は、五戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例案についてであります。

過疎地域自立促進特別事業に要する経費の財源として、基金を設置するため提案するものであります。

議案第49号は、五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案についてであります。

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、印鑑登録に関する所要の改正を提案するものであります。

議案第50号五戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案及び議案第51号五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、県の実施要領等の一部改正に伴い、事務上所要の改正の必要が生じたため提案するものであります。

議案第52号は、平成24年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ1億2,177万4,000円を追加し、その結果、予算総額は100億4,623万7,000円となるものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、過疎対策基金積立金2,700万円等を追加、7款商工費では、五戸町商工会館建設補助金1,275万円等を追加、8款土木費では、除却建物等調査算定業務委託料570万円を追加、10款教育費では、五戸小学校改築工事費3,276万円等を追加するものであります。

これらの財源は、国県補助金、基金繰入金、諸収入、町債等を充当するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） お諮りいたします。

明8日は議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、明8日は休会とすることに決定しました。

○議長(和田寛司君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る6月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時11分 散会

議 事 日 程 第 2 号

平成24年6月11日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（柏田雅俊君、尾形裕之君、高山浩司君、根森隆雄君、及び若宮佳一君の各議員）

○ 出席議員 18名

| | | | |
|------|-----------|-------|-------------|
| 議 長 | 和 田 寛 司 君 | 副 議 長 | 大 沢 博 君 |
| 3 番 | 大久保 均 君 | 4 番 | 高 山 浩 司 君 |
| 5 番 | 根 森 隆 雄 君 | 6 番 | 鈴 木 繁 盛 君 |
| 7 番 | 川 崎 七 保 君 | 8 番 | 若 宮 佳 一 君 |
| 9 番 | 尾 形 裕 之 君 | 10 番 | 松 山 泰 治 君 |
| 11 番 | 川 村 浩 昭 君 | 12 番 | 沢 田 良 一 君 |
| 13 番 | 古 田 陸 夫 君 | 14 番 | 三 浦 專 治 郎 君 |
| 15 番 | 中川原 賢 治 君 | 16 番 | 中 里 公 志 郎 君 |
| 17 番 | 柏 田 雅 俊 君 | 18 番 | 三 浦 俊 哉 君 |

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 竹 原 正 悦 君 調 査 班 長 小 野 寺 克 仁 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥 谷 部 禮 三 郎 君

| | | | |
|----------|---------|--------|--------|
| 総務課長 | 佐藤久治君 | 企画振興課長 | 新井田壽弘君 |
| 税務課長 | 佐々木弘光君 | 福祉保健課長 | 中里文雄君 |
| 介護保険課長 | 大沢茂君 | 住民課長 | 立場幹央君 |
| 農林課長 | 倉橋隆穂君 | 建設課長 | 山部潤治君 |
| 会計管理者 | 橘正君 | 総合病院長 | 蝦名宣男君 |
| 総合病院事務局長 | 前田一馬君 | | |
| 教育委員会 | | | |
| 委員長 | 竹内良雄君 | 教育長 | 高橋正之君 |
| 教育課長 | 小村光明君 | | |
| 農業委員会 | | | |
| 会長 | 三浦房雄君 | 事務局長 | 佐々木健一君 |
| 選挙管理委員会 | | | |
| 委員長 | 金澤孝吉君 | | |
| 代表監査委員 | 中川原美智子君 | | |

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（8） 卷末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

柏田雅俊議員。

〔17番 柏田雅俊君 登壇〕

○17番（柏田雅俊君） 議長のお許しをいただきまして、通告してあります社会福祉法人に対する町の助成金についてお伺いいたします。

まず、結論から先に申し上げますが、特別養護老人ホームハピネス建設に、国の補助金とは別に町が独自に5,000万を助成したと伺っておりますが、もしそうだとすれば、今回の24年度と25年度に建設予定である2つの地域密着型特別養護老人ホームにも応分の補助金を出すべきではないのかと考えますので、そのことについてお伺いいたします。

聞るところによりますと、ハピネスの場合は、県の整備計画に基づき県が直接申請を受け事業者の選定を行ったもので、事業者が決まった後で、その事業者が五戸町との直接交渉によって5,000万円の助成を得るに至ったと伺っております。なお、ハピネスは五戸町民以外でもその対象者であれば住所を移して入所できる、いわゆる住所地の特例がある施設であります。

一方、今回の地域密着型特別養護老人ホームは、五戸町の介護保険施設整備計画に基づき、五戸町が直接公募してハピネスと同資格の社会福祉法人の事業者選定を行ったものであります。しかも、住所地の特例がない、純然たる五戸町民しか利用できない施設であります。このように地域納税者が利用主体となる地域密着型の特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人に町からの助成金がないのは、福祉行政のあり方としては適正を欠いているのではないかと考えております。なぜならば、特別養護老人ホームの設置主体は、法律によって、都道府県、市町村、地方独立行政法人及び社会福祉法人となっていることから、社会福祉法人は、本来行政がやるべき業務の一翼を担っている極めて公共性の高い特別法人で、それゆえに国では五戸町に整備される施設であっても補助金を出し、国民の福祉向上に資しているわけで

すから、ましてや地元自治体が補助金を出すことは、義務づけられてはいないにしろ、ごく必然的なことだと思ふからであります。多分、ハピネスのときも、そのようなとらえ方で公金の支出に至ったものと思ひます。

さらに申し上げたいことは、一般社会では同じような問題に直面したときは、社会通念上、前例を基本に、あるいは参考にしながら対処することが通例だと思ひますので、地域住民の意思に基づいて施政を行うべき五戸町としても前例を踏襲していくべきだと思ひます。もし1円も出せないということであれば、片や5,000万円では一方はゼロ円では余りにも極端過ぎて、行政の客観性、普遍性、あるいは公正さに照らしても適正を欠くものだと思ひますが、どのように考へているのかお伺ひいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔17番 柏田雅俊君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 柏田議員の御質問にお答えいたします。

お尋ねの介護保険施設整備に伴う町単独の助成金についてでございますが、議員御承知のとおり、介護保険制度は、従来は老人福祉の措置制度と老人保健の医療保健に分かれた高齢者の介護に関する制度を再編し、利用しやすく効率的な社会支援システムとして構築したものが、平成12年4月にスタートしました介護保険制度でございます。また、介護保険サービスは、要介護状態、要支援状態の軽減、悪化の防止に役立つように、また、医療と連携に十分配慮して行われ、心身の状況や環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切な保健医療サービス、福祉サービスが多様な事業者、施設から総合的かつ効率的に提供される仕組みでございます。

御指摘のとおり、過去の平成6年当時、町としまして、特別養護老人ホームの整備に対しまして5,000万円の補助金を出しているのは確かでございますが、さきに述べましたように、平成6年度当時の特別養護老人ホームにつきましては、老人福祉法の政策の措置制度が基本でございましたので、町としても施設での利用をお願いする立場上、やむを得ないと判断し、補助金を出したものと推測されます。しかしながら、その後平成12年度から介護保険制度がスタートしてからは、国から各施設へ交付されておりました事務措置等も廃止され、その後町内での介護施設整備についての町単独での補助金の交付について一切交付をいたしておりません。

また、今回の第5期介護保険事業計画の中の、五戸町地域密着型老人福祉施設整備に関する昨年8月23日開催の説明会の中で、五戸町地域密着型サービス事業者公募要領の説明資料の中の留意事項として、平成24年度から26年度までの施設整備の事業につきましては、五戸町単独としての補助金の交付は交付しないこととすると明記し、説明会を行って公募をしておりますので、そのことで御理解をいただきたいと思っております。ただし、この説明の中で、国の施設整備に関する補助金等の制度が発生した場合には、町はお手伝いさせていただくという内容で説明はしております。

そのような中で、平成24年度も含めました第5期の介護保険事業計画に伴う国の介護保険施設整備に対する補助制度があると県から連絡が来ており、町としての施設整備計画書を県を通して国へ提出しております。あくまでも計画内容が採択になればとの条件はつきますが、間接補助事業実施に基づくところによる平成24年度分の国の補助金等に関する項目について、いずれかの時期に町の補正予算に計上する計画であります。

以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 柏田雅俊議員。

○17番（柏田雅俊君） 一般質問の形式が一問一答方式でないので、ちょっと本当は確認してから質問すべきところがあるんですけども、先ほどの答弁の中に、当時は国の措置制度によって、実際国から来たお金を補助として出したという意味なのか、ちょっとそのところが理解できなかったんですが、私は措置制度はあるけれども、町に措置費のお金が来て建設費に向けるような、何ていうかな、素通りの補助金といいますか、その補助金はあったのかないのか、私はなかったと思っているんですが。

そのことはいいんですが、そこで答弁の中にも、公募された事業者の方々を集めたときの説明資料ということをお話しされましたので、そのことについての、私のとらえ方といたらいいか、解釈の仕方をちょっと述べてみたいと思いますが、確かにこの4番の留意事項の中に、12ページなんですけど、②のところに、五戸町単独としての補助金の交付は交付しないこととしますという文言がございますけれども、この単独、一つという意味だと思うんですが、この一つという意味には、単独と独自という二つの言葉が考えられるわけなんです。私はこの要綱見たときに、この文面の中にもあるんですが、この時点では国の補助金がまだ決まっていなくて、そういった中で単独としての補助はないんだと、したがって、私は、それじゃ国の補助金が出れば、町としても補助金を考えているのかなというふうに解釈したわ

けなんです。という、独自という言葉であれば、全くその他とは違う別な、あるいは独立している状態の中での一つを指すと思うんですが、単独ということであれば、同じ意味を持つ複数の中の一つ、あるいは関連の中の一つという意味に私はとらえているんですけども、単独というのは、だから関連がある中での言葉だと私は受けとめております。ということは、この要綱の中に、二つの言葉を使い分けているわけです。

もう一つ、3番のところに、10ページのところなんです、ここには施設整備及び設備運営に関する基本的条件というところがあるんですが、この文面の中の、この文言の、なお、当町では独自の介護報酬の基準は定めておりませんと、ここは独自という言葉使っているんです。

それで、あえてこっちで単独という言葉、使い分けしているということは、私は先ほど申し上げましたように、国の補助金が決まっていないので、じゃ、国の補助金が出るということになれば、町としてもそれなりの補助金が出るんじゃないかなと、そのように受けとめておりますので、私の解釈が間違っているかどうかわからないんですけども、それなりの専門の方々から聞いていただいて、あるいはこういう要綱等に精通しているというか、そういう機関から聞いてみていただいて、もし、私のような解釈も成り立つということであれば、先ほどいろんな経緯のお話もありましたけれども、結論は、私はその経緯等から勘案しても5,000万対ゼロというのは極端過ぎると、そのように思っているものですから、もし私の解釈も、そういうとらえ方もできるというのであれば、これからでも見直しというか、補助金を前向きに考え直していただきたいと、そういう要望を申し上げて、私の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（和田寛司君） 次に、尾形裕之議員。

〔9番 尾形裕之君 登壇〕

○9番（尾形裕之君） 議席番号9番、尾形裕之でございます。

第4回定例会におきまして、通告いたしました4項目6点について御質問させていただきます。

まず1点目は、ごみについてでございますが、町ではごみの減量化を進めていると思いますが、昨年はどうであったのか、また今後どのような方法で進んでいくのか、その点をお知らせいただきたいと思っております。

2番目は、自治会に未入会の方々がいらっしゃいますが、その方のごみの出し方等、どのように告知なさっているのか、まずその点をお伺いします。

3点目ですが、東日本大震災の瓦れき処理、いまだにまだ未処理のところがございますが、五戸町では今後どのように考えているのか、その点をお伺いします。

2項目のケーブルテレビでございます。

皆さんも御承知のように、ケーブルテレビ、4月に更新されました。しかしながら、以前にも質問させていただきましたように、ケーブルテレビの運営はどのようにやっていくのか、いまだにその点が示されておられません。番組計画をどう進めていくのか、その点もお伺いしたいと思いますので、お示しいただきたいと思います。

3番目は、町長がマニフェストで出しておりました農業の問題で、集落営農の拡大でございますが、多くの方にお伺いしましても、町のほうでどういうふう具体的に進めていくのかが見えない。お伺いしますと皆さんは、町もしくは農業委員会が先頭に立っていただかないと、なかなか進んでいかないのではないかと、そのように申ししておりますが、町では今後具体的にどう進めていくのか。あるいは町、もしくは農業委員会が先頭に立っていくことができないものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

4番目でございますが、今回の議案第52号、一般会計補正予算の中に町税過誤納還付金についてですが、これが今後起きないためにはどのような対策をなされていくのか、その点をお伺いしたいと思います。以前にもこのような結果、ケアレスミスなんだろうが、この辺のところをどう対策して、どのように起こさないようにしていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔9番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 尾形議員の御質問にお答えいたします。

まず、ごみの減量化がどうなっているかという御質問であります。

十和田地域広域事務組合におきまして、ごみの減量やリサイクルの推進及び最終処分場の逼迫などが課題となり、組合ではこのような状況を踏まえ、平成19年3月に循環型社会の構築を大きな目標ととらえ、十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画を策定いたしました。こうした中、構成市町村におけるさらなるごみ減量や適正処理を推進するために、組合では

ごみ有料化等検討委員会を設置し、平成21年11月に検討委員会から最終提言が報告され、この中で、地域の住民がごみの減量、分別排出の徹底、リサイクルに取り組む地域社会の構築に向けまして、家庭ごみの減量化により最終処分場の延命を図るため、組合、構成市町村、住民がそれぞれ取り組む具体的な方策が示されました。

当町では、この提言を踏まえまして、平成22年3月に五戸町ごみ減量化等に向けた行動計画を策定し、平成22年度から平成24年度までを計画期間とし、住民、事業者、行政のそれぞれが具体的な取り組むべき行動を示し、ごみの減量化に取り組んでおります。ごみの減量目標は、ごみ総排出量を平成20年度より717トン減量し、4,800トン以内に抑制する内容となっております。この結果、ごみの総排出量については年々減量しております。今後さらにごみの減量化に向け、可能な範囲でのごみ発生抑制の推進に努め、そしてごみ減量の必要性を町民に対して五戸広報やチラシなどを活用して周知してまいります。

また、事業系ごみとして排出している燃やせるごみの中には、依然として多くの資源ごみが含まれているため、段ボールや書類等の紙類については古紙回収業者への引き渡しを利用するなど、事業者における分別の促進を図ってまいります。

これまでも申し上げましたように、ごみの発生抑制と減量化の推進には、より多くの住民及び事業者がごみ減量化と適正な分別排出に取り組む必要があり、今後も継続してごみの減量化の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、自治会に入っていない方々に町はごみの出し方をどう告知しているかという御質問であります。

町では、町ホームページ及びケーブルテレビでお知らせしておりますので御利用していただければと思います。また、転入手続に来た方や、その地域のごみ収集日程を知りたい方には、パンフレットをお渡ししております。今後も徹底していきたいと考えております。

次に、東日本大震災の瓦れき処理を町ではどう考えているかという御質問でございます。

町では、東日本大震災の被災地支援は大変重要なことであると考えており、これまで職員の被災地派遣などの取り組みを積極的に行ってまいりました。瓦れき処理につきましても、有効な被災地支援策と考えておりますものの、当町には大量に受け入れる処理施設がないのが現状であります。

次に、ケーブルテレビについてであります。

五戸ケーブルテレビの事業は、地域デジタル放送の難視聴地域の解消を目的に実施し、町が放送事業者となり、当初から文字情報を基本として運用しているものであります。また、

会計につきましては、加入者の利用料を財源とした特別会計で運営しております。

御質問の番組計画であります。現在は文字情報のほかに、映像として五戸広報の写真や有志により制作されたビデオを編集の上で放送しております。今後は議会放送も予定しており、他町村への導入実績のある各業者のデモンストレーションを受けている段階ですので、使いやすく性能のよいものを導入するための時間をもう少しいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、当初は文字放送のみで放送することにしておりましたので、施設や機材が十分でなく、専門の技術者もいないため満足いただけないところもあると思っておりますが、限られた予算の中で費用対効果等を精査の上で、よりよいものを放送したいと考えております。

次に、町税過誤納還付金についての御質問でございます。

町税過誤納還付金等の補正予算につきましては、固定資産税の還付金という内容であります。固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に課税されるものでありまして、今回の過誤納還付金等は土地の部分に対するものであります。

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。この特例措置が、グループホーム及び有料老人ホームの施設の住宅用地にも適用されるべきものが、適用されていなかったことが判明いたしましたので、還付する方向で所定の手続をさせていただくものであります。

課税誤りの原因としましては、住宅用家屋との認識がなく、単なる施設であると誤認した結果によるものであります。職員の認識不足とはいえ、納税義務者に多大なる御迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

今後の対策としましては、職員のプロ意識の向上を図るとともに、二重のチェック体制を確立することで、このような事態が生じないように再発防止に努めてまいります。

以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦農業委員会会長。

○農業委員会会長（三浦房雄君） 集落営農拡大について、町もしくは農業委員会で先頭に立てないかという尾形議員の質問にお答えいたします。

農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手、後継者不足、農産物価格低迷などにより農業離れが進み、耕作放棄地の増加で農業、農村の活力が低下し、深刻な事態に直面しています。このような状況を打開するためには、認定農業者などの担い手を中心と

して、高齢農家や兼業農家もそれぞれの役割を持って営農に参加し、個別に実施していた複合経営を集落全体での複合経営に転換する仕組みをつくり上げる必要があり、その手法として集落営農があると思っております。

農業委員会といたしましても、これらの諸問題を解決する手法として、集落営農拡大が有効であると考えております。集落営農の取り組みについては農林課が窓口になり、今年度中に集落営農推進対策本部を設置する予定になっております。このことから、農業委員会でも農林課とタイアップし、集落営農の推進に向けた必要な情報の提供や、組織化の支援、協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（和田寛司君） 尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） まず初めにごみについてでございますが、私、聞き間違ったのかもしれませんが、減量化を進めていて昨年はどうであったのかと、具体的に目標は何ぼであったので実質何ぼだったかと答えていただければそれで結構ですので、もう一度その辺お願いしたいと思います。

それから、自治会の未入会の方でございますが、ケーブルテレビ、それから転入時に1回お知らせするということでございますが、ちょっと足りないんじゃないか。今までやっていて、いろいろ未入会の方と町内会の方とトラブルしているというのがあるということですから、その辺をもう少し、もう1回ぐらい押しいただければいいんじゃないかなと思っております。

3番目の瓦れきの処理でございますが、町では考えていないと、そう受け取っていいものでしょうか。

そしてケーブルテレビについてでございますが、まず、いつまでやるのかと、いつまで運営とかの組み立てするのか、いつまでというのが、ちょっとはっきりしていないので、町で文字放送ということなんですが、大概、多くの方々は、文字だけじゃなくて、いろんなものを、情報を、ケーブルテレビから映像で見たいと、運動会であろうが、それから何ですか、町のちょっとしたイベント、そういうものを映像で見たいと、そういうふうなことございますので、それ、タイムリーにできないのかと、その辺を考えていただきたい。

以前にも申し上げましたが、運営はやっぱり商工会がやるのが一番いいんじゃないかなと、そう思っております。その点もどうお考えなのかお聞きしたいと思っております。

また、文字放送の中で、お悔やみばかりでございますが、生まれた方、赤ちゃん生まれると、いついつ生まれたと、その報告もいいと思います。結婚も、少ないかもしれませんが、

それもお知らせいただければ、すごくありがたいなと思います。

それと、農業委員会の会長さんから今お話があったんですが、農業委員会ではそのように対策本部を町と一緒に考えていくということなんですが、その対策本部、具体的にどういうところに落とし込む、なさるのかと、対策ただけで、だれが立ってくのかが見えてこないとわかりませんので、その点まずお答えいただきたい。

4番目のことですが、いつも職員の向上というような話で終わるわけなんですけど、それも重要です。二重チェックというお話がございましたが、二重チェックというのはどなたがなさるのか。担当課がいて班長さんがなさるものなのか、課長さんがなさるものなのか。二重チェックというお話がございましたが、具体的にどなたがなさるものなのか、その辺をお聞かせいただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 私のほうから先に瓦れきの問題についてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、町内には大量に瓦れきを受け入れる施設というのはございません、少量についてはあるかも知れませんが、町の施設としてはありませんけれども、民間では少量は可能かと思いますが、今回の大震災の瓦れきの量たるは大変な量でありますから、現状では町内で処理するのはなかなか難しいだろうと思っております。

ただ、御承知のとおり、五戸町は十和田地域広域事務組合に入っておりますので、そういう五戸町という枠を超えて、十和田地域広域事務組合の構成団体の中で、果たして受け入れが可能なのかどうかと、そういうのが十和田広域の中でお話があれば議論をさせていただきたいなと、そう思っております。

○議長（和田寛司君） 中里福祉保健課長。

○福祉保健課長（中里文雄君） 昨年のごみがどのくらい減っているのか数値で教えてほしいということでございますが、基本的に平成20年度が基本の数値になりますので、5,517トンとなっております。そして23年度実績では5,086トン、431トンの減量となっております。

次に、自治会に入っていない方々の周知は今後どうするかということでございますけれども、先ほど町長が言いましたほかに、さらにどのような、これから方法があるのか、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） ケーブルテレビの件でありますけれども、尾形議員からは、ちょっと計画もあんまりぱっとしないというようなお話ですけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、当初はこのケーブルテレビ、テレビのアナログからデジタルへ、それを速やかにやるために、五戸町とすればケーブルテレビをやってみようということで、ハード部門を主体に考えておりました。ですからソフト部門については、確かにケーブルテレビというのはいろんな活用方法がございます。それは承知しておりますけれども、今言ったとおり、とにかく施設の整備が先決であると、当然アナログからデジタルへ移行する期限というのは決まっておりましたので、そちらを最優先とするということ、あと、ソフト事業として、こういった言い方ちょっと変かもわかりませんが、全くハードだけでいいのかということで、こういう文字放送やったわけでありまして、ただその後、非常にケーブルテレビに対する反響が大きくて、いや、もっと活用できないのかという声がいっぱい出ております。そういうことで、ちょっと計画は遅くはなっておりますけれども、徐々にそういった部分に手をつけていきたいと、そう思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいなど、そう思っております。

○議長（和田寛司君） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木弘光君） 尾形議員の二重チェックをどのような体制でやるかという御質問ですけれども、担当者、現在一人でやっておりますけれども、もう一人の担当者を貼りつけてまして、最後は班長というチェックで、二重、三重の態勢を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（和田寛司君） 倉橋農林課長。

○農林課長（倉橋隆穂君） お答えいたします。

集落営農推進対策本部をどのような形でいつごろ設置していくのということでございますけれども、町長を中心といたしまして、農協、それから法人、生産組織の代表者、それから認定農業者、県の県民局の農業普及振興室、それから農業者の代表等加えながら、実は国・県でも、地域あるいは集落の問題は徹底した話し合いをもとにして集落地域が抱える農業の問題を解決するべきだということで、今年度新たな事業等も取り組んでおりますので、先ほど申し上げたメンバー構成で早期に対策本部を立ち上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 新井田企画振興課長。

○企画振興課長（新井田壽弘君） 尾形議員の御質問に御回答したいと思います。

先ほど町長が説明しておりますけれども、まず、いつまで行うのかという部分ですけれども、これについては新しい情報が入るまでというふうにとらえていただきたいと思います。何分にもまだ本数が少ない部分がございます。

それから今後についてですけれども、先ほどのとおり、映像放送というのは非常に注意をしながら作成するという部分がございます。一人の担当はおりますけれども、今後についても、より静止画プラス動画等について配慮しながら、なるべく季節感を伴うものを準備したいと思います。

以上であります。

(「足りないよ。」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 新井田企画振興課長。

○企画振興課長(新井田壽弘君) 先ほどの文字放送の部分ですけれども、それについても十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(和田寛司君) 尾形裕之議員。

○9番(尾形裕之君) 大変ありがとうございました。

ごみにつきまして、以前にもお話しさせていただいたんですが、23年度431トン減ったと、目標よりはちょっと少なかったのではないかなと思いますが、当初にこれ計画したとき、生ごみを減らせればかなり減るんじゃないかと、その辺のことも今後検討していただきたいなと思います。

特に、キャトルセンターができますと堆肥場ができてくるわけですね。将来、その堆肥もどのようにしていくのかということが今後課題になってくるわけですが、それと一緒にして、生ごみと考えていただければ、さらにごみが減っていくのではないかなと思いますので、その点を御検討いただきたいなと思います。

それと、瓦れきのほうは、町で考えていないけれども、十和田広域として考えていくということですので、十分そちらのほうの担当の方が、その旨御質問するなり進めていただきたいなと思います。

ケーブルテレビでございますが、大変みんなが、町長もおっしゃったとおり、大変期待が大きうございます。いつまでという、新しい情報が来るまでという話ですが、積極的にそういう皆さん、市民の方々の家族のビデオテープというんですか、それでも結構なんで、どんどん集めて流していただければよりいいのではないかなと思います。

ちなみに、一昨年、ケーブルテレビの研修に議員のほうで行ってまいりました。東日本大震災の被害に遭われた気仙沼とか南三陸町に行ってきたわけですが、あそこでは、それぞれの高校生であったりとか編集のきちとした人がいまして、専門にやっておりました。ただ最もおもしろかったのが、ケーブルテレビ協会というのがあるんですね。気仙沼ケーブルテレビ協会ならテレビ協会というのがあるんで、南三陸には南三陸、仙台には仙台とあるんですよ。さいたまにはさいたまであるんですね。それぞれに撮ったビデオを交換するんですよ、ずっと番組で。大変これおもしろいシステムだなと思っておりましたので、その辺十分活用して御検討いただければと思います。検討していただければ結構でございます。

集落営農拡大につきまして、農業委員会のほうにもう一度お伺いします。

対策本部を立てて、町のほうでは、課のほうでは早期に考えているというお話でございますが、農業委員会のほうとしては具体的にどうなさるのか、ちょっともう一回お聞きしたいと思しますので、事務局長、よろしくお願ひします。

○議長（和田寛司君） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木健一君） 集落営農につきましては農林課が窓口になっておりますので、農林課と連携をとり取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

（「ありがとうございます。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 答弁はいいですか。

○議長（和田寛司君） 次に、高山浩司議員。

〔4番 高山浩司君 登壇〕

○4番（高山浩司君） 議席番号4番、高山浩司です。先に通告してありました2点について御質問させていただきます。

まず、学童保育についてであります。

五戸町では、安心して子供を産み育てやすい環境の整備を図るために、町立4保育所を統廃合、民営化が行われ、保育料の半額が平成19年度から実施されています。保育園児を持つ家庭には大変評判のよい政策で、私の家庭もその恩恵を受けております。また、保育園には午後7時まで子供を預けられるので、共働きの家庭にとっては、仕事の後、余裕を持って迎えに行くことができ、大変助かっているという声を聞きます。

ところが、子供が保育園から小学校に進学して学童保育に預けることになったら、学童保

育が午後6時までしかやっていないので、仕事を途中で切り上げて迎えに行かざるを得ないと聞いております。特に母子家庭では仕事を中途半端にして子供を迎えに行くことにより、会社に悪い印象を与え、仕事を失い、子供を育てられなくなるのではないかと心配しているということです。たった1時間の差ではありますが、家庭の運命を左右する1時間だと思えます。安心して働ける環境を整備する一環として、学童保育に保育園と同じ午後7時まで子供たちを預けられるようにすべきだと思いますが、町としてはどのように考えているのかお尋ねします。

続きまして、外国語指導助手についてであります。

私たちが小・中学校だったころは、小学校では外国語活動はなかったし、中学校にはALTはいませんでした。しかし現在では中学校での英語の授業にはもちろん外国語指導助手がつき、小学校でもALTによる外国語活動が実施されるまでになりました。私たちのときより英語を学ぶ環境が大分よくなったと思います。

五戸町には、現在3名のALTによって外国語の授業が行われておりますが、この体制をどのように評価しているのかお伺いします。

平成26年度までに9の小学校が4小学校に統廃合されます。そうすると、中学校含め7小・中学校になるわけですが、ALTの人数や新たなALTの活用方法など、どのように考えているのかお尋ねします。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

〔4番 高山浩司君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 高山議員の御質問にお答えいたします。

学童保育についてであります。学童保育の時間を午後6時から午後7時まで延長できないかという御質問であります。学童保育、いわゆる放課後児童クラブであります。保護者のいない家庭の小学校低学年の児童等に対し、授業終了後に適切な遊び場及び生活の場を与え、その健全な育成を図る目的で、現在8カ所、169名の児童が利用しております。利用時間は祭日を除く月曜日から金曜日まで、午後2時から6時まで、土曜日、夏休み及び冬休みにつきましては、午前8時から午後6時まで、14人の指導員のもと開設しております。また、児童クラブは原則1人の指導員がいますが、児童の多いクラブ3カ所につきましては、2人の指導員を置いております。6時を過ぎて迎えが来ない場合でも、指導員が待っていて、30

分過ぎには児童全員が迎えの方々と帰っていくそうであります。

児童クラブの延長につきましては、指導員の勤務体制の見直しをしなければならず、それに伴う指導員確保など問題があり、今後状況を見てまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） 高山浩司議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、ALT、すなわちアシスタント・ランゲージ・ティーチャーのことでございまして、外国語指導助手と日本語で訳することになります。この3人体制の外国語授業をどのように評価しているかという御質問でございます。

この外国語指導助手の職務でございますけれども、まずこれは、学校における外国語授業の補助、それから、外国語会話学習の補助と国際理解の教育の補助のほか、地域における国際交流活動への協力等となっております。そこで、五戸町では、各小・中学校にALTを派遣して、外国語授業、また国際理解の教育等の補助者として活動しているところでございます。

この基本的な目標とするところは、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、外国語の発音や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うということになってあります。小学校を卒業して中学校での英語の授業にもすぐになじんでいることも、この中学校の先生方から確認しております。

さらに中学校にもこのALTを派遣して、3人体制での外国語授業あるいは外国語活動の環境は、ある程度、私は、充実しているものではないかなと、こう考えているところでございます。

また、ALTは町内の幼稚園からの派遣要請、これは月1回でございますが、これにも応じておりますし、公民館活動の一環である英会話教室、これは月2回ほどやっております、その講師としても活躍しているところでございます。

ALTの契約期間は1年となっております、その後は、毎年、再契約をするか、あるいはしないか、本人たちから意思の確認をしながら契約更新をしているところでございます。その場合でも、派遣学校からALTの勤務状況、あるいは児童・生徒の指導状況等について勤務評定を校長先生からしていただきまして、そしてALTの個人評価をした上で再契約を

するようにしているところでございます。

2点目の、9つの小学校が統廃合により4小学校となるが、その後のALTの人数や新たなALTの活用方法など、どのように考えているのかという御質問でございます。

教育委員会としましては、ALTをこれまで各学校へ派遣してきた実績、あるいは各学校での活用状況から判断しますと、統合後につきましても、ぜひ3人体制で各小・中学校の連携を密にしながら外国語活動に取り組める体制を維持したいと思っております。当分の間は現体制を維持できるよう、理事者側に申し入れをしたいと考えているところであります。

なお現在は、週に1時間程度の外国語活動となっておりますが、この時間数は十分とは言えないにしても、新学習指導要領に基づくものであります。今後統合した場合でもこの3人体制を維持できたとすれば、1人のALTの学校滞在時間が延長できることにつながり、このことが本町の英語の授業時間のみならず、よりALTと子供たちの密に触れ合う時間が確保できることにつながるのではないかと考えております。

なお、ALTには現在でも各種課外活動には積極的に参加していただき、一緒に活動していただいているところであります。今後は、この英語以外の授業、例えば社会科や体育等への参加につきましても、学校ごとに検討していただけることではないかなと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 高山浩司議員。

○4番（高山浩司君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、第1点の学童保育についてなんですけれども、先ほど町長のほうから、これは具体的に7時まで延長する方向で考える、できればやっていくということによろしいですか。もう一度よろしく、はっきりとお願いします。

これは実は、私も共働きで、これは私の生活もちょっとかかってくる分もありますので、ぜひよろしく願いいたします。

ALTの件なんです。近隣の町村では、南部町は3名、階上は1名、三戸は2名、田子は1名、おいらせは3名となって、五戸町は3名ということで、まだいいほうかなと思っております。評判もそんなに悪くないということなので、ぜひ3名、できれば私としては話す機会をふやすのであれば、財政的に余裕があれば、できれば各学校に1人ずつというのが理想ではないかなと思っておりますので、その辺もちょっと検討していただければと思います。

そして、先ほど新しい授業といいますか、英語だけじゃなくて社会や体育などにALTを

参加してもらおうと、私はこれは大変いいことだと思います。というのは、やはり実際に、例えば体育のときでも、ルールとか英語で話せると、その場でやっぱり体験できるというのが一番すんなりと英語が入っていきやすいと、自分もそういう体験をしてきたものですから、ぜひそういう方向で進めていただけたらと思います。ALTに関しては答弁は要りません。

ただ、学童保育については、もう一度町長のほうからよろしくをお願いします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 学童保育についての再質問でございますけれども、6時から7時まで1時間延長するということになると、指導員の勤務条件が問題になってくるんだらうなと思います。今現在14人でやっているのが、例えば延長することによって、人数もふやさなければならぬことも出たり、あるいは指導員そのものも生活しておりますから、生活のサイクルと申しますか、6時で帰れるものが7時以降でないと帰れないという中で、果たして対応できるものなのかどうか。その辺もちょっとこれから調べてみなければならぬと思っております。

例えば、現状の人数でできると仮になった場合は、もちろん時間を延長すると、その分の賃金は払わなきゃならないんですけども、単に時間延長の部分だけの賃金であれば考えてもいいのかなと、ただ、人数がこの1.5倍とか2倍となるというふうな話であったらちょっとまたこれは慎重に考えざるを得ないなと思っておりますので、これから指導員の方々、利用者の声を聞くのも大事なことでありますけれども、指導する方々の意見も聞きながら、そして果たして1時間の延長ができるものなのかどうか、これから調査してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 高山浩司議員。

○4番（高山浩司君） 私も調べたところ、近隣町村ではやっぱり学童保育は大体6時までになっていました。ただやっぱり地方分権という立場から、これはやっぱり近隣自治体と差別化を図って、五戸は7時までやっているんだぞと、やっぱり五戸はいいなと、住民サービスが充実しているな、じゃ、五戸に移ろうかという形になるかと思っておりますので、ぜひその辺は考えていただいて、なるべく早目にできるような形にしていいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（和田寛司君） 次に、根森隆雄議員。

〔5番 根森隆雄君 登壇〕

○5番（根森隆雄君） 議席番号5番の根森隆雄です。あらかじめ通告しておりました件についてお尋ねいたします。

最近、カモシカやノウサギ、カラスなどがふえているとの声がありました。確かに我が家の周りでも、犬を飼って以来見かけなかったカモシカが去年ごろから頻繁に見かけるようになりました。大きさからいって前のカモシカが戻ってきたわけではなく、新しくふえたものと思われまます。また、南郷では猿の出没情報が時々出ていますが、南部町、五戸町でもあるのでしょうか。田や畑によって山と人里が分断されていたのが、減反や耕作放棄地の増加によってつながり、里におりやすくなっているのではないのでしょうか。五戸町ではこういった動物により農作物への被害は発生しているのでしょうか。また、その際の対策はどうなっているのでしょうか。お知らせください。

また、大型捕食動物のいない日本では、草食、雑食動物の増加は避けられないと思われ、駆除のためには狩猟が欠かせません。しかしながら、ハンターの減少や高齢化により駆除はますます困難になっております。そこで、ハンター希望者に町で免許取得のための補助金を出して奨励してはいかがかと思われまます。特に役場職員の方々は、公務員試験に受かった優秀な方々なので率先して取得していただきたいと思われまます。

以上です。

〔5番 根森隆雄君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 根森議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、近年、カモシカ、ウサギ、カラス等がふえているが、農作物への被害は出ているのか。またその場合の対策はという御質問でございます。

本町では、主にカラスによる稲の引き抜きや飼料作物等への被害が見られ、猟友会の五戸、倉石の両支部の協力を得て駆除を行っておりますが、毎年のように被害は発生しており、一向におさまる気配はありません。また、最近カモシカが果樹園に出没し、樹木に被害が出て、何とかしてほしいという通報がありました。カモシカは文化財保護法により特別天然記念物の指定を受けておりますので、むやみに手も出せませんが、威嚇をして山へ追いやるとか、ただ様子を見守るしかない状況でございます。

次に、狩猟人口の減少により有害鳥獣駆除が困難になっているが、補助金を出して免許取

得を促す考えはあるのかという御質問でございます。

議員御指摘のように、近年は法律による規制が厳しく、免許を取得するためには20万円程度の費用がかかるなどの理由により猟銃免許の取得者が減少しており、猟友会員も高齢化、減少している状況にあります。

補助金ということでございますが、現在のところ、国・県ともにそのような制度はなく、近隣の市町村も確認したところ、単独で補助している市町村はございません。また、猟銃免許はあくまでも個人の資格として取得するものでありますので、今のところ補助金を出す考えはございません。町といたしましては、補助金の交付というより、現在業務委託している猟友会五戸、倉石の両支部が会員の減少等により受託できないという事態になった場合には、ほかにどのような委託先があるのか、また、どのように委託すればいいのかを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 根森隆雄議員。

○5番（根森隆雄君） カモシカはむやみに撃つことができません。しかし、被害が大きくなってくると許可も出ている模様です。

それから猿の件なんですけど、実はきょうも南郷で出没情報がありました。最近頻繁に出ていますので、猿がもしこちらのほうに来ることになると、果樹農家が甚大な被害を受けますので、いつでもモンキードッグ、こういったものを育成できるように準備していただきたいと思いますが、その辺は、今やってくださいというのではありません。あくまでも、そういった危険が出てきたら、ヨーイドンで始められる準備をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（和田寛司君） 倉橋農林課長。

○農林課長（倉橋隆穂君） お答えいたします。

猿による被害があるかという、まず御質問でございますけれども、猿の被害は通報を承ってはございません。

まず、発生した場合には、すぐ対応できるようなシステムの構築をしていただきたいというふうなお話でございますけれども、実は猟銃の取得に対しての補助は先ほど申し上げましたとおり、国・県ともに制度はございません。ただ、鳥獣防止特別措置法に基づきまして、市町村が被害対策計画に対する防護さくとか、それらを設置する場合に、あるいは猟友会等

に業務委託してかかる経費等、これらを市町村が負担した場合に、国として措置するものが
ございます。ただ、この場合には被害防止計画を策定することが必要であり、さらに、鳥獣
被害対策実施隊というものを編成する必要がございます。この実施隊というものは、市町村
長が、市町村の職員あるいは積極的に取り組むことが見込まれる方々を指定、任命すること
によって編成するものでございますけれども、それらを編成して駆除を行った場合には交付
税の特別措置という措置があるということにはなっておりますが、県内におきましては、
下北地方とか、主にこれは猿の被害になると思っておりますが、そういうところでの8市町村しか、
そういう措置はとってございません。なかなか難しいとは思いますが、どのようにや
っていいのか、担当課として調査していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 次に、若宮佳一議員。

〔8番 若宮佳一君 登壇〕

○8番（若宮佳一君） 議席番号8番、五戸町が大好きな若宮です。五戸町議会第4回定例会
において、さきに通告しておりますとおり順次質問させていただきます。

質問に入る前に、東日本大震災が発生してから早いもので1年と3カ月がたちました。私
たちの五戸町は被害がなく、このように震災前と変わらぬ生活が送れていることに改めて感
謝したいものだとつくづく思います。また、私たちは東北地方の一員として、震災の復旧、
復興に向け、常に地域の活性化に向けた活動に取り組まなければならないと感じます。そう
いう意味を込めまして、きょうは4つの質問をさせていただきます。

まず最初の、三浦町長のマニフェストについて3点質問させていただきます。

1つ目ですが、基本政策の一つとして、定住自立圏構想の推進ということを言われており
ます。八戸市を中心市とした連携と役割分担によるまちづくりを目指すということだろうと
思います。その中の一つの事業として、昨年10月から路線バス上限運賃化実証実験と題しま
して、八戸市までワンコイン、500円でいけるという実験が現在行われています。昨年10月
からこれまでの成果や今後の予測見込みはどの程度なのかお伺いしたいと思います。

次に2点目ですが、重点施策の一つとして、三浦町長は、農業の保護、再生を目的として
集落営農組織の拡大に努めると言われております。これは先ほど尾形議員からも質問があり
ましたが、こういったスケジュールで拡大させていくのかという部分は、ちょっと重複しま
すので省かせていただきますが、その成果として期待するものは主にこういったことなのか、

これは町長の言葉からお願いしたいと思います。

次に3点目です。重点施策の商店街の活性化について質問いたします。

商店街活性化のため、プレミアム商品券発行に対しての補助や商店街のイベント支援など、今まで行ってまいりました。そういった中、平成25年4月から運行予定のコミュニティーバスですが、地域や商店街の活性化に欠かせないものでなければなりません。そのコミュニティーバスですが、商店街活性化とのかかわりについてどのように考えているのか、御所見をお伺いしたいと思います。

最後の、人口減少社会での町のにぎわいについてということで質問させていただきます。以前も同様な質問をさせていただきましたが、改めて伺います。

町がにぎわうには、地域内の人や物が行ったり来たりしなければなりません。地域内での観光資源を掘り起こして、まずは地域内へPRする、そして地域外へもPRできそうだというものであれば地域外へPRするといったことが必要ではないかと考えます。その結果、人との往来がふえ、また、物の交換や経済活動までが盛んになればこの上ないものだと思います。町長はどのようなふうに感じておりますか。

以上、4点について質問させていただきます。

〔8番 若宮佳一君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 若宮議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、定住自立圏構想の推進の一環としまして、昨年10月から路線バス上限運賃化実証実験を行っておりますが、これまでの成果と今後の予測はいかがとの御質問でございますが、直近の報告書によりますと、実験開始以来、利用者は6.7%の増加が見られており、バス利用の促進が図られていることが推測されます。また、利用者アンケートによりますと、通勤通学費が減ったことや、小銭の準備が不要となったことによりバスが便利になったとの声が半数を占め、通院者の61%、買い物客の70%の方から、今後も上限運賃化を続けるべきという実験継続を求める声が寄せられ、一定の成果が得られていると考えております。

今後の予測といたしましては、現在の車社会におきまして、バス利用者の急激な増加は見込めないまでも、圏域住民への上限化運賃制度のさらなる周知による認知度を高めながら、利便性の向上を図り利用者の増加を促すことにより、実験終了後の平成25年10月1日においては、上限運賃化の本格運行開始と持続的な地域交通への展開がなされ、圏域住民の移動、

交流が促進され、定住自立圏の名にふさわしい活力あふれる八戸圏域が形成されていくことを期待しております。

次に、集落営農組織の拡大についてであります。

この御質問は、昨年12月定例会での若宮議員の一般質問への答弁を受けての質問だと思います。12月に答弁しましたとおり、今日の農業従事者の高齢化、若い担い手不足、耕作放棄地の増大等を解消するためには集落営農への取り組みが一番であり、今年度中に集落営農推進対策本部を町に設置したいと考えております。

スケジュールにつきましては、尾形議員と重複するのでよろしいということなんで省略いたしますが、集落営農の拡大の成果として期待するものは何ですかと御質問ですが、先祖から引き継がれてきた農地という財産を守り引き継いでいくことができること、さらに営農の面におきましては、無駄が省かれ効率的な生産体制が確立でき、農業者それぞれの経営の規模拡大が可能となり、新たな分野への挑戦が可能となること、その結果として集落全体の所得が向上することだと思っております。

次に、コミュニティーバスの運行と商店街活性化のかかわりについてどのように考えているのかとの御質問でございます。

町では現在、平成25年4月1日からのコミュニティーバス運行開始に向け、地区説明会などを初めとした諸般の準備を進めているところでございますが、五戸町コミュニティーバス導入に当たりましての計画方針は、路線バス、スクールバス及び患者送迎バスを再編、統合し、町が運営主体となり、コミュニティーバスとして一元化した乗合運行サービスを行うことにより、少子高齢化に対応した地域公共交通の利便性向上を図るものであります。

こうしたコミュニティーバスの運行によりまして、多くの方が定額料金でバスを利用することができるようになり、今まで以上に通院や買い物、通学の移動支援が整うようになります。このことは、特に高齢者等に多くの外出機会をもたらし、地域ばかりでなく、商店街の活性化へも寄与するものと考えております。今後も関係団体と連携しながら、町全体の活性化に努めたいと考えております。

次に、人口減少社会での町のにぎわいについてであります。人口減少社会での町のにぎわいについては、御質問のとおり、町のにぎわいに欠かせないのが、行ってみたい、参加してみたいと人を引きつける人的要素が不可欠であります。当町でもこれまで、住民参加型での町活性化に結びつき活力となることを目的に、五戸町商工会へ、合併まちづくり計画主要プロジェクトに基づく商店街活性化事業費補助金や、五戸町観光協会へ町観光振興事業費交

付金等の事業を通じ活性化に努めております。

また、観光資源の掘り起こしについてであります。観光の三大要素として挙げられるのが、観光、買い物、体験であります。その主役は町民そのものであります。当町の観光資源は決して他町村に劣るとは考えておりません。三大要素のどの分野においても豊富にあり、自慢できるものと認識しておりますが、今後も観光資源の掘り起こしと、観光情報を町外へ発信することが大事であるととらえております。

現在、町の情報発信として町のホームページや五戸町ケーブルテレビがあります。また、五戸町観光協会では、今年度、観光ハイビジョン映像日本語及び外国語版作成や、パンフレット、観光PR用品購入を予定しておりますので、さらに国内外への情報発信が整うこととなります。今後も関係団体と連携をとりながら人的交流を深め、魅力あるまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） それでは、ワンコインバスのほうから、町長の答弁いただきましたが、順次思ったことと聞きたいことをいきたいと思います。

昨年10月からということで、今まで半年以上過ぎましたが、利用者からのアンケート結果もちゃんととっているみたいな答弁でございました。結果的には平均的な数字だと思いますが、6.7%くらいの増だということございまして、これ、結構な増加率なのか、ちょっと期待外れなのか、その辺、町長のほうから、満足しているものなのか。私は10人乗っているバスが1人ふえて11人乗ると、すると10%ですね、10%の増と。それくらいだったらすごい成果なのかなと思いつつながら答弁を期待しておったんですが、6.7%というその微妙な数字でございまして、その辺を町長はどのようにお考えになっていきますかということをお聞きしたいと思います。

そして25年10月1日ですか、実験から本格運行ということでございまして、これは本当に本格運行しなければこの実験も意味がないというような感じでありまして、八戸の学校とかどこかに行くときでも、このバスを利用させてやらなきゃならないのかなと、これ、町挙げて取り組んでいかなきゃならない事業だと思います。ひとつ、町長の6.7%という数字についてのお考えといいますか、どうだったのかということをお聞きしたいと思います。

そしてまた、集落営農のほうでございまして、目的ですね、農業の保護と再生といえばそ

これはそうなのですが、先ほど町長からも答弁ありました先祖からの土地、財産を守り抜くと、これは本当にすごい大事なことだと思います。そして、とにかく効率性を上げて、集落全体の所得が上がればいいと。集落だけでなく法人でも頑張っている方もおられますけれども、これ、集落全体の所得がたとえ、向上するのがもちろんですが、高収入じゃなくていいんじゃないかなと、ある程度安定した収入の形になればいいんじゃないかなと思うんです。安定した数字というのがどこら辺なのかわかりませんが、今後、集落営農推進対策本部ですか、先ほど尾形議員の質問の中で、スケジュール的に、早期に立ち上げて進めていきたいということでございますので、本当に町長のマニフェスト、これは本当に一番に掲げてもいいんじゃないかなという事業だと思います。本当に先祖の土地を守ると、原発の事故で先祖の土地を守れなかった人たちもいるんですが、我々はその意味でも、農作物の値段が安いかから商売あきらめるじゃとか、後継者いないからあきらめるじゃとかじゃなくて、やっぱりここは踏ん張らなきゃならないところだと思いますので、ぜひ、推進対策本部ですか、積極的にやっていてもらいたいなと思います。ここも一言、先祖からの財産を守り抜くということに対して、町長の気持ちをちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、3つ目の商店街の活性化についてということで、コミュニティーバスの運行を計画されているようでございます。買い物、通学通勤、通院、時間帯が合えばだれでも利用できるというようなバスだということでございましょう。本当に町の人は、これ、期待していると思います。これを利用して、本当に次のにぎわいの話にもなるんですが、皆さんが行ったり来たり、自家用車で行ったり来たりするのもいいんですが、こういうふうなバスに乗って、お話ししながら街まで行ってみるとか、本当に大事な事業だと思います。本当に期待しております。あしたから何か説明会ありますか。五戸地区を皮切りに説明会を開いていくと、コミュニティーバスに関して開いていく予定だと思いますが、バス停の関係とか、どういうふうな内容になっているのかは、私らはまだ説明受けていませんのであれなんですけど、商店街の近辺には小まめに停留所をつけてもらって、とにかくお年寄りが利用しやすいようなものにしてほしいなと思います。これ、コミュニティーバスの話で、これは説明会が開かれた後に、またさせていただきたいなと思いますので。

そして、最後の4点目の、人口減少社会での町のにぎわいということでございまして、私、何年前にも、あれは観光のことにに関してさせてもらったんですが、観光の三大要素ということで町長も今おっしゃいました。観光、買い物、体験とかいうようなこともありました。

やはり五戸町、先ほど、個人的な財産として眠っているような施設とか書物とかさまざま、

絵画とかでもそうですけれども、たくさん五戸町には見つけて歩くとあると思います。それをまず見つけると、PRするまでにいかないんですね、これ。まず見つけることから初めていかなければならないということで、見つけたものを整理する。その見つける方法なんです、私はこの間、3月の予算委員会でもちょっと乱暴なお話させてもらったかも知れませんが、観光協会の職員の方に、ちょっと見つけておいてもらえばいいんじゃないかなというように、そんな投げやりな言い方をしたんですが、これ、見つける方法として、私、子供たちを使ったらどうかと思うんです。小学生の高学年の社会科見学とか、中学生でもいいですので、子供たちに捜索してもらおう。おじいさん、おばあさんのつてを伝えて、どこかにこういうのはないかと。そして子供たちが、このふるさとにはこんなのあるとか、この地方にはこんなのあるんだというのをわかってもらう。ですから、このふるさと五戸のよさが子供たちにも伝わる。いつかは学校に行って、帰ってきて、ああ、あのとき調べたこれ、どうなっていたかなとか、また、それを見て歩きたいなと、10年たってからそこを見てみたいなとか、こういう感じでやってみたらどうか。まず探してもらうという作業、これをやって、町の中へとりあえずPRする。どこどこの学校の子供たちがこれ見つけました、これ見つけましたと。先ほどケーブルテレビの内容がどうのこうのというような話もありましたが、その辺に乗せてもらってもいいですし、簡単にチラシまでいくのはまだちょっと話早いですね、まず、とりあえず探してもらう。そういうようなことから人の動きが始まるというようなことで考えておるんですけれども、この辺、町長は関係団体と連携しというような言葉をおっしゃいましたが、それは観光協会のことを指しているのかなと思いますが、これは観光協会だけじゃなくて、社会科研修でしたら社会教育ですか、学校の社会教育みたいな感じの分野とも重なってくると思うんですけれども、その辺をちょっと私は勝手なイメージでお話しさせてもらいましたが、どのように感じられるのか、再度お聞きしたいなと思います。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） まず最初に、路線バスの上限運賃化実証実験でございますけれども、最近の数値で言いますと6.7%の上昇が見られるということですが、ただ、これは実際の金額から推定した人数だろうと思うんですけれども、当初この実施のとき、払い戻しなんかもございました、定期券ですね。結局、高い定期券を払い戻してもらって新たな定期券などということもございましたので、実際は6.7%でもっと多いのではないのかなと、そう思っております。

ただ、それにしてもちょっと少ないんじゃないかなと思っていらっしゃる方もいるかと思いますが、二、三日前の報道もございましたけれども、青森県の路線バスの乗客、20年前に比べて約5分の1に減っているという報道もございました。これは、路線バスの乗客の減少は、全国的に見ますと、昭和49年をピークとしましてどんどん毎年減っております。ですから38年前から比べると5分の1どころか7分の1か10分の1になっているかも知れませんが、いまだに、何もしなければ減っていくという状況です。さらに減ると路線廃止とかも出てまいりますから、さらに拍車をかけていくという状態でございますので、それが逆に乗客がふえていると、本来であれば減るはずなのがふえているということは、この実験はかなり効果があるのではないのかなと。まだ、2年間の実験ですから、あと1年4か月ですか、その結果を見て、また判断しなければならぬものだと思っておりますけれども。

若宮議員もおっしゃるとおり、2年間実験やって、はい、終わりですよと、終わった途端、500円のバス運賃が1,500円取られるというような話になりますと、乗る人がいるわけないんですね。ですから定住自立圏の仲間の市町村、どういう考え方しているか私はよくわかりませんが、これは引き続きやるべきものだろうと、ただ財政措置の問題もございすから、とにかく2年間の実証実験見てから考えるべきものと思っております。

それから、集落営農の話でございましたが、その中で、やはり先祖からの土地を守り抜くんだということでもありますけれども、私はただ単に先祖が持っていたから、そのまま引き継がなきゃならない、そういうことではなくて、先ほども申し上げました、なぜ農地を守っていかなければならないかといういろいろ申し上げました。そのほかに、例えば田んぼの、畑もそうですけれども、いわゆる多面的機能というんですけれども、特に防災についても田畑というのは大変重要でございます。何年か前、五、六年前でしたか、私も実際、稲刈りの終わった11月ごろだったと思っておりますけれども、ちょうど大雨が降りまして、大雨洪水警報が出たときだったと思っておりますけれども、実際、パトロールしていて、光景を見て、稲刈りをしたあと何も無いわけです、本来は。そこに水が満々となっている状況を見まして、確かに田んぼというのは、こういう洪水のときはしっかりと川に余り、徐々に流れてはいきますけれども、そういう川を保護する役割を十分担っているんだなと実感した覚えがございます。

また、最近でございすけれども、害虫の問題も非常に騒がれております。特にカメムシの問題ですね。これは、やはり耕作放棄地が一番の原因のようございまして、草ぼうぼうのところからどんどん虫が出てくるというような話も聞いております。ちなみに我が家も大分被害受けておりましたけれども、そういうことで、田んぼ、畑というのは、地域住民の生

活をいろんな面から支えていると、私はそう思っております。そういう意味で、やはり先祖から引き継がれている農地は守っていかなきゃならないんだと、ただ単に先祖からもらったものだから維持していくと、そういう話ではございません。

それから、町のにぎわいの話から、いろんな、町にもそういった観光資源とかいろいろあるという話の中で、小学生とかに発見してもらったらどうかという話でございました。私は、発見というよりも、すべて今現在あるんですね。再発見だと思うんです。要するに私らが、特に大人の場合何十年も住んでいると、余り五戸町のよさというのは気がつかない面があります。あるいは、いろんなよいものがあるというのを気がつかない。そういう意味では小学生とか中学生というのは非常に感性が豊かでありますから、いろんなものを再発見してくれるものだろうなと思っております。

それから、最近よく感じるのは、八戸市では八戸せんべい汁ということで全国的にも大反響、B級グルメという活動の中で全国レベルの話になっておりますけれども、もともとは八戸市に限らず三戸郡にもせんべい汁というのがあったわけでありましてけれども、やっぱりそれを再発見した方が、私は偉いなと思っております。ですから、地元にはいろんな素材、いいものはあると思いますので、そういった意味で子供たちに発見してもらおうと、私は再発見だと思っておりますけれども、よいことだと思っております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮佳一議員。

○8番（若宮佳一君） ありがとうございます。

ワンコインバスのほうなんですけど、本当に利用者から算定、今、金額で算定すれば6.7%くらいだということでございまして、普通にやっていたら利用者が年々減っていく状況でふえているということは、まあいいことじゃないかみたいなことでしたが、この辺をもう少し詳しく調べていただければなと思います。やはりこれは本格運行へ、やっぱり一步でも近づけていかなければならないと思いますので、定住自立圏のよその町村の仲間はどういうふうに考えているかわからないというようなこともございますが、やはり五戸町としては、これは絶対必要なんだというようなことで進んでいってほしいなと思います。

それと、集落営農はもう町長のおっしゃったとおりでございます。本当にやってみたくするような農業、そういう集落営農みたいなのを目指して頑張っていってほしいなと思います。

それと最後のにぎわいのほうのお話ですが、子供たちに再発見してもらおうということに対しては大賛成だということでございますが、これは、何か財産見せてくださいって我々大人

が行けば、変な話になって聞こえたりするんですが、子供たちが探す分には非常にいいことだと思うんですね。見せる人も見せやすいんじゃないかなと思います。何ぼ観光協会の、私、職員ですがと、これあるって聞いたんですが、これ見せてくださいというわけにいかないと思います。見せられるものと、見せられないものがあると思うんですが、見せられる範囲のものを教えやすい子供たちに提供してもらおうと、子供たちが調査した結果、こんなもんだよというくらいのやってもらいたいなと思います。私、教育長のほう向いてしゃべっていますが、その辺、ここだけ再度、教育長、せっかく目が合ったもんですから、どのようにお感じになりますか。教育長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） 確かに小学校では社会科の中に町の探検だとか、そういったことで授業時間で扱うようにしております。その町の探検というのは、その中身は、危険な場所だとか、あるいは珍しいものだとか、そういうものを、実際に行って、そして、それを見ながらだとかという、そういう活動があるわけです。ですから先ほど若宮議員がおっしゃいましたけれども、それとあわせて、意図的ということにもなるかもしれませんが、自慢するもの、五戸町としてほかの他県の人方、ほかの人方に自慢できるものは何かという、そういうことを念頭に入れて、この授業にも取り組んでいけばいいのかなということで、校長会が月1回ありますので、そういうこともるる校長先生方に話をしていきたい、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） これをもって、「一般質問」を終結いたします。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

議 事 日 程 第 3 号

平成24年6月12日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで
(質疑、委員長付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第53号 財産の取得について (町長提出)
- 第 3 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 第 4 陳情第3号及び陳情第4号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 5 議会案第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書案 (三浦専治郎議員外5名提出)
- 第 6 議会案第3号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案 (三浦専治郎議員外5名提出)
- 第 7 議員派遣の件について

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで
(質疑、委員長付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第53号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第 3 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 4 陳情第3号及び陳情第4号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議会案第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書案 (三浦専治郎議員外5名提出)
- 日程第 6 議会案第3号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案
(三浦専治郎議員外5名提出)
- 日程第 7 議員派遣の件について

○ 出席議員 18名

| | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 議 長 | 和 田 寛 司 君 | 副 議 長 | 大 沢 博 君 |
| 3 番 | 大久保 均 君 | 4 番 | 高 山 浩 司 君 |
| 5 番 | 根 森 隆 雄 君 | 6 番 | 鈴 木 繁 盛 君 |
| 7 番 | 川 崎 七 保 君 | 8 番 | 若 宮 佳 一 君 |
| 9 番 | 尾 形 裕 之 君 | 1 0 番 | 松 山 泰 治 君 |
| 1 1 番 | 川 村 浩 昭 君 | 1 2 番 | 沢 田 良 一 君 |
| 1 3 番 | 古 田 陸 夫 君 | 1 4 番 | 三 浦 專 治 郎 君 |
| 1 5 番 | 中 川 原 賢 治 君 | 1 6 番 | 中 里 公 志 郎 君 |
| 1 7 番 | 柏 田 雅 俊 君 | 1 8 番 | 三 浦 俊 哉 君 |

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 竹 原 正 悦 君 調 査 班 長 小 野 寺 克 仁 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------------|-----------------|---------------|
| 町 長 | 三 浦 正 名 君 | 副 町 長 | 鳥 谷 部 禮 三 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 久 治 君 | 企 画 振 興 課 長 | 新 井 田 壽 弘 君 |
| 税 務 課 長 | 佐 々 木 弘 光 君 | 福 祉 保 健 課 長 | 中 里 文 雄 君 |
| 介 護 保 険 課 長 | 大 沢 茂 君 | 住 民 課 長 | 立 場 幹 央 君 |
| 農 林 課 長 | 倉 橋 隆 穂 君 | 建 設 課 長 | 山 部 潤 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 橘 正 君 | 総 合 病 院 事 務 局 長 | 前 田 一 馬 君 |
| 教 育 委 員 会 | | | |
| 委 員 長 | 竹 内 良 雄 君 | 教 育 長 | 高 橋 正 之 君 |
| 教 育 課 長 | 小 村 光 明 君 | | |
| 農 業 委 員 会 | | | |
| 会 長 | 三 浦 房 雄 君 | 事 務 局 長 | 佐 々 木 健 一 君 |

選挙管理委員会

委員長 金澤孝吉君

代表監査委員 中川原美智子君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（9） 卷末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「報告第1号及び議案第46号から議案第52号まで」の8件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第46号から議案第52号まで」の7件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第46号から議案第52号まで」の7件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第46号から議案第52号まで」の7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第46号から議案第52号まで」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第46号から議案第52号まで」は原案のとおり可決されました。

○議長（和田寛司君） 日程第2「議案第53号 財産の取得について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） ただいま上程されました議案第53号は、財産の取得についてであります。

五戸町消防団第19分団消防ポンプ自動車購入に当たり、指名競争入札の結果、互光産業株式会社と1,836万4,500円で物品売買契約を締結するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第53号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第53号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第53号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第53号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第53号」は原案のとおり可決されました。

○議長(和田寛司君) 日程第3「議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第54号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第54号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 討論なしと認めます。

これより「議案第54号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第54号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第54号」は、これに同意することに決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第4「陳情第3号及び陳情第4号」の2件を一括議題といたします。

民生常任委員長及び経済常任委員長から委員会における審査の経過と結果について順次報告を求めます。

まず、民生常任委員長、沢田良一議員。

〔民生常任委員長 沢田良一君 登壇〕

○民生常任委員長(沢田良一君) 民生常任委員会が平成24年3月9日付で付託を受けました「陳情第3号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する陳情書」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「陳情第3号」について、審査の経過については特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、「陳情第3号」は採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第3号」につきましては、陳情の趣旨により議会案をもって意見書を内閣総理大臣及び関係省庁に提出することに意見が一致いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

〔民生常任委員長 沢田良一君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長(和田寛司君) 次に、経済常任委員長、鈴木繁盛議員。

〔経済常任委員長 鈴木繁盛君 登壇〕

○経済常任委員長(鈴木繁盛君) 陳情審査報告。経済常任委員会が平成24年3月9日付で付託を受けました「陳情第4号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所存続の意見書を求める陳情書」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

陳情第4号について、審査の経過については特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、「陳情第4号」は採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第4号」につきましては、陳情の趣旨により議会案をもって意見書を内閣総理大臣及び関係省庁に提出することに意見が一致いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〔経済常任委員長 鈴木繁盛君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） これより、ただいまの民生常任委員長及び経済常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「陳情第3号及び陳情第4号」を一括して採決いたします。

「陳情第3号及び陳情第4号」に対する民生常任委員長及び経済常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

「陳情第3号及び陳情第4号」は、民生常任委員長及び経済常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、民生常任委員長及び経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第5「議会案第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書案」及び日程第6「議会案第3号 社会資本整備を国の責任

で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案」を一括して議題といたします。

最初に、「議会議案第2号」について、提案者を代表して三浦専治郎議員から提案理由の説明を求めます。

三浦専治郎議員。

〔14番 三浦専治郎君 登壇〕

○14番（三浦専治郎君） ただいま議題となりました「議会議案第2号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。

しかし、現在の我が国は、みずから命を絶つ人が毎年3万人以上、精神疾患のために医療機関を受診している人が320万人以上、つまり国民の40人に1人以上が受診しているという国民のこころの健康危機といえる状況にあります。ひきこもり、虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし、日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民のニーズにこたえられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気により失われる命、障害により損なわれる健康生活を社会的損失としてあらわした指標（障害調整生命年・DALY）を開発し、政策における優先度をあらわす指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、日本を初めとした先進各国では、がんや循環器疾患に比べて、精神疾患が最も高い政策的重要度にある疾患であることが明らかにされています。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、国におかれては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」を制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成24年6月12日

青森県五戸町議会

〔14番 三浦専治郎君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 次に、「議会案第3号」について、提案者を代表して中川原賢治議員から提案理由の説明を求めます。

中川原賢治議員。

〔15番 中川原賢治君 登壇〕

○15番（中川原賢治君） ただいま議題となりました「議会案第3号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日の第二次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行いました。

その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかなりません。

平成21年8月の総選挙で政権党となった民主党政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、国の出先機関を原則廃止することを明らかにしました。

さらに、平成22年12月28日の閣議決定では、すべての河川・道路を委譲するための協議を完了させた上で、平成24年の通常国会で関係法案を成立させ、平成26年内に委譲をするというものです。

しかも、河川・道路の委譲の中には、これまでの建設国債245兆円も含めて移譲する方針

が示されています。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法のもとで全国平等の利益を保障するための国の責任と義務を持った事業です。

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が行っている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風、集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から、岩木川、馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築、維持修繕、交差点改良、冬期の交通網の確保をする雪寒作業などによって、青森県内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、地域と密着した行政機関としての任務を持っています。

岩木川水系では、百年に一度の規模の洪水で350カ所を超える水防活動を必要とする箇所があり、馬淵川では30カ所弱の水防活動を必要とする箇所があります。

こうした青森県に生活する県民の安全・安心のためにも危険箇所を一日も早く解消することや、全国におくれている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、防災、維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き青森河川国道事務所の存続を求めるものであります。

よって、次の事項について実現を図ることを求めます。

(項目)

- 1 社会資本整備と管理は、引き続き国の責任で実施すること。
- 2 岩木川、馬淵川、浅水川、国道4号、7号、45号、101号、104号、454号の改修、改築、維持管理を担う国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所を存続すること。
- 3 全国におくれている青森県内の社会資本整備の推進と防災、維持管理に重点的予算配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年6月12日

青森県五戸町議会

[15番 中川原賢治君 降壇]

○議長(和田寛司君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 討論なしと認めます。

これより「議会案第2号及び議会案第3号」を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第2号及び議会案第3号」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議会案第2号及び議会案第3号」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました「議会案第2号及び議会案第3号」の意見書の提出については、私に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第7「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました「議員派遣の件について」は、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件について」は、そのとおり決定しました。

[議員派遣の件について 巻末掲載]

○議長(和田寛司君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長からごあいさつがあります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 五戸町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に提出しました諸議案につきまして、御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、これから本格的な夏が来るわけではありますが、昨年を引き続き、大震災、原発事故により全国的に電力供給不足の問題が心配されております。東北電力及び東京電力管内の地域については、計画停電等の強制的な節電はないようではありますが、五戸町としましては、自主的に適切な節電に努めるようPRしてまいりたいと考えております。いずれにせよ国も早く今後の原子力行政の方向性と電力の確保対策を示してほしいものであります。

最後に、議員各位には夏ばてなどないよう十分健康に留意されますようお願い申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただきます。

皆様、大変御苦勞さまでございました。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これにて五戸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和田 寛 司

会議録署名議員 中川原 賢 治

会議録署名議員 中 里 公 志 郎

会議録署名議員 柏 田 雅 俊

第3回臨時会閉会（5月11日）以後の諸般の報告（7）

- 1 5月11日議長は、同日招集の第3回臨時会の付議事件を全部議了し即日閉会した旨、町長、教育委員会委員長及び欠席した中里公志郎議員に通知した。
- 1 5月11日議長は、第3回臨時会の会議の結果を地方自治法第123条第4項の規定により町長に報告した。
- 1 5月22日議長は、町長から次により依頼のあった議員全員協議会の開催を各議員に通知した。

日 時 平成24年5月28日（月） 午前10時

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案 件 《町長からの案件》

(1) 県道五戸六戸線番外地（盛立部）区間の危険箇所解消に向けた道路整備
について

(2) (財)五戸町スポーツ振興公社の経営状況について

(3) 五戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例案について

(4) (株)倉石地域振興公社の経営状況について

《議会からの案件》

視察研修について

- 1 5月28日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成24年6月4日（月） 午前10時

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 (1) 第4回定例会の会期日程について

(2) 提出議案の取扱いについて

(3) その他

- 1 5月28日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査について（4月分）

- 1 6月4日町長から、五戸町議会第4回定例会を来る6月7日五戸町役場議場に招集した旨の通知書を受理したので、議長は即日これの参集を各議員に通知した。

- 1 6月4日町長から、第4回定例会に付議する次の事件が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

- 報告第 1 号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第 4 6 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議の件
- 議案第 4 7 号 三戸郡町村会館管理組合理約の一部を変更する規約案
- 議案第 4 8 号 五戸町過疎地域自立促進特別事業基金条例案
- 議案第 4 9 号 五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案
- 議案第 5 0 号 五戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第 5 1 号 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度五戸町一般会計補正予算（第 1 号）

1 6月4日議長は、第4回定例会において会議規則第61条の規定による一般質問を許可する予定につき、質問事項があれば6月7日午前10時までに通告されるよう各議員に通知した。

1 6月4日議長は、地方自治法第121条の規定により第4回定例会に出席するよう、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に要求するとともに、その委任または囑託を受けた者の職氏名を速やかに通知くださるよう依頼した。

1 6月4日町長、教育委員会委員長及び農業委員会会長から、第4回定例会における説明のため委任した者の職氏名は次のとおりである旨の通知書を受理した。

副 町 長 鳥谷部 禮三郎 総 務 課 長 佐 藤 久 治

企画振興課長 新井田 壽 弘 税 務 課 長 佐々木 弘 光

福祉保健課長 中 里 文 雄 介 護 保 険 課 長 大 沢 茂

住 民 課 長 立 場 幹 央 農 林 課 長 倉 橋 隆 穂

建 設 課 長 山 部 潤 治 会 計 管 理 者 橋 正

総合病院事務局長 前 田 一 馬

教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 正 之 教 育 課 長 小 村 光 明

農 業 委 員 会

事 務 局 長 佐 々 木 健 一

- 1 6月4日経済常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成24年6月7日(木) 本会議散会后

場 所 五戸町役場 議会図書室

事 件 陳情審査

陳情第4号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 青森河川
国道事務所存続の意見書を求める陳情書

- 1 6月4日民生常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成24年6月7日(木) 本会議散会后

場 所 五戸町役場 第3委員会室

事 件 陳情審査

陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

陳情第3号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める
意見書提出に関する陳情書

- 1 6月4日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成24年6月7日(木) 常任委員会閉会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 一般質問について

- 1 6月5日議長は、議員全員協議会の開催を各議員に通知した。

日 時 平成24年6月12日(火) 定例会閉会后

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

案 件 《議会からの案件》

視察研修について

- 1 6月5日町長から、第4回定例会における説明のため委任した者の職氏名を次のとおり変更した旨の通知書を受理した。

(1) 変更者の職氏名

変更前 総務課長 佐藤 久治

変更後 総務課長補佐 佐々木 万悦

(2) 変更する期日

平成24年6月7日

平成24年6月7日以後の諸般の報告（8）

- 1 6月7日議長は、同日招集の「第4回定例会会期日程」を次のように定めた旨、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に通知した。

| 五戸町議会第4回定例会会期日程 | | | 会期6日間 | |
|-----------------|---|-----------|---|----------|
| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 | 開議時刻 |
| 6月7日 | 木 | 本 会 議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案一括上程、町長提案理由の説明 | 午前10時 |
| | | 常 任 委 員 会 | 陳情審査（経済常任委員会、民生常任委員会） | 本会議散会后 |
| | | 議会運営委員会 | 一般質問について | 常任委員会閉会后 |
| 6月8日 | 金 | 休 会 | | |
| 6月9日 | 土 | 休 会 | | |
| 6月10日 | 日 | 休 会 | | |
| 6月11日 | 月 | 本 会 議 | 一般質問 | 午前10時 |
| 6月12日 | 火 | 本 会 議 | 議案の質疑、委員会付託省略、討論、採決 追加議案提出、質疑、委員会付託省略、討論、採決、議員派遣の件 閉会 | 午前10時 |

- 1 6月7日次の一般質問が提出されたので、議長は即日この旨を町長、教育委員会委員長及び農業委員会会長に通知した。

柏 田 雅 俊 社会福祉法人に対する助成金について

- 尾 形 裕 之 1 ゴミについて
 2 ケーブルTVについて
 3 集落営農拡大について
 4 町税過誤納還付金について

- 高 山 浩 司 1 学童保育について
 2 外国語指導助手（ALT）について
- 根 森 隆 雄 野生動物による農作物への被害について
- 若 宮 佳 一 1 三浦町長のマニフェストについて
 2 人口減少社会での町のにぎわいについて

- 1 6月7日経済常任委員長及び民生常任委員長から、次の報告書がそれぞれ提出された。

陳情審査報告書

- 1 6月7日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知を受理した。

日 時 平成24年6月7日（木） 常任委員会閉会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

案 件 （1）一般質問について

 （2）議会案の取扱いについて

平成24年6月11日以後の諸般の報告（9）

- 1 6月12日町長から、追加議案が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第53号 財産の取得について

（第19分団消防ポンプ自動車（CD-I）購入）

議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について

平成24年6月7日

五戸町議会議長 和田寛司 様

民生常任委員長 沢田良一

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 受理 番号 | 受理年月日 (付託年月日) | 件 名 | 陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名 | 委員会の 意 見 | 審査結果 | 措 置 |
|----------|---------------------------------------|---|----------------------------|-------------|------|------------|
| 3 | 平成24年 2月15日 (平成24年 3月9日) | 「こころの健康を 守り推進する基本 法」(仮称)の制定 を求める意見書提 出に関する陳情書 | 青森市桂木 三丁目25-10 下山 洋雄 | 願意妥当 | 採 択 | 町長へ 送 付 |

平成24年6月7日

五戸町議会議長 和田寛司 様

経済常任委員長 鈴木繁盛

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 受理 番号 | 受理年月日 (付託年月日) | 件 名 | 陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名 | 委員会の 意 見 | 審査結果 | 措 置 |
|----------|---------------------------------------|---|---|-------------|------|------------|
| 4 | 平成24年 2月17日 (平成24年 3月9日) | 社会資本整備を国 の責任で実施する 東北地方整備局 青森河川国道事務 所存続の意見書を 求める陳情書 | 青森市中央三丁目 20-38 青森河川国道事務 所内 国土交通労働組合 東北建設支部 青森分会 執行委員長 笹 敦 | 願意妥当 | 採 択 | 町長へ 送 付 |

議員派遣の件について

平成24年6月12日

会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 視察研修

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 岩手県紫波町
- (3) 期 間 平成24年6月27日
- (4) 派遣議員 議員全員